

兵庫県公報

平成21年12月25日 金曜日 第 2145 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（水産課）	1
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 養父市）（用地課）	2
○ 同 上（起業者 神崎郡神河町）（同）	3
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	5
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	5
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	6
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	7

告 示

兵庫県告示第1266号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
上3	春尾聖紀 佐用郡佐用町中三河339、340	○		○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
上7	島津栄 同郡同町西徳久897				○	同 上
上242	敏森市二 同郡同町漆野486				○	同 上
上268	西谷吉勝 同郡同町上本郷828	○			○	同 上
竜40	小林千鶴子 宍粟市山崎町東下野75				○	同 上
竜254	田中義郎 同市一宮町東河内1099			○	○	同 上

兵庫県告示第1267号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成21年12月25日から発生する。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播磨加入区



兵庫県告示第1268号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 起業者の名称
養父市
- 2 事業の種類
南但馬有機集配施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県養父市長野字唐川地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

南但馬有機集配施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である養父市は、専任職員を配置して組織体制を整備し、平成21年度予算において当該事業費を計上していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

養父市は、隣接の朝来市とともに、化学肥料や農薬の低減による安全・安心な農産物づくり及び家畜ふん尿の効率的かつ衛生的な処理という、農業と畜産業の課題に直面している。これまでも、家畜ふん尿のうち牛ふんの処理については、両市の既存の堆肥センターで堆肥化し、農地に散布して安全で豊かな土づくりを進めてきた。

しかし、牛ふんの処理には水分調整材となる籾殻を必要とするところ、既存施設の規模では、畜産農家が処理を希望する牛ふんの全量を受け入れるのに必要となる量の籾殻を貯蔵することができず、また、散布時期までに必要となる量の堆肥を貯蔵しておくことが困難なため農家に堆肥を十分に供給できない状況となっている。

こうした状況に対応するため、既存施設が牛ふんを処理するのに必要となる量の籾殻を貯蔵・供給するとともに、既存施設が生産した堆肥を受け入れ、また、既存施設での一次発酵済み堆肥を受け入れたらうえ二次発酵させて完熟堆肥化し、これら加工済み堆肥を貯蔵する新たな施設（南但馬有機の集配センター）を整備することによって、既存施設の生産効率の向上を図り、畜産農家が処理を希望する牛ふんの全量を効率的かつ安定的に処理し、さらに、既存施設及び本施設を牛ふんの収集及び堆肥の供給拠点と位置付けて、農家に堆肥を安定的に供給しようとするものである。

よって、本件事業により、農業における化学肥料や農薬の低減による安全・安心な農産物づくりと、畜産業における家畜ふん尿の効率的かつ衛生的な処理という、両市の農業と畜産業がそれぞれ直面している課題を解決し、農業と畜産業の連携のもとに自然に優しい環境創造型農業を推進して農業と畜産業の活性化を図ろうとするものであり、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、田と畑を利用するものであるが、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、希少な草木類は存在しない。また、起業地の間を流れる普通河川建屋川には特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しているため、工事造成により水が濁る場合は濁水対策が必要となるものの、今回の造成は河川の直接掘削等濁水の原因となるような工事はないことから、環境への影響は少ない。さらに、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件：両市の既存の堆肥センター及び両市の堆肥散布エリアの中間位置であり、堆肥の貯蔵及び二次発酵による臭気の発生を考慮して住居地から離れた谷合の場所であること、(2)技術的条件：工事の施工に際して騒音・振動等を発生することなく、施工が容易で、大規模な造成工事や進入路等の付帯工事が不要なこと、(3)経済的条件：用地費及び工事費が妥当であることの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

既存施設の規模では、畜産農家が処理を希望する牛ふんの全量を受け入れることができず、また、散布時期までに必要量の堆肥を貯蔵することが困難なため農家に堆肥を十分に供給できないことから、両市が直面している、畜産業における家畜ふん尿の効率的かつ衛生的な処理と、農業における安全・安心な農産物づくりといった課題を解決できない状況にある。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業の施行により整備する施設は、籾殻貯蔵施設、堆肥貯蔵施設、原材料置場、車両格納庫、管理事務所、倉庫、トラックスケール、駐車場、車両洗車場、沈砂池等のいずれについても、施設職員の作業効率を考慮しつつ、計画する籾殻や堆肥の貯蔵量、堆肥の二次発酵量、必要となる車両や機器の数量及び規模等に応じて設計された、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっており、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

養父市役所産業経済部農林振興課

~~~~~

兵庫県告示第1269号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 起業者の名称

神崎郡神河町

## 2 事業の種類

JR寺前駅周辺整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

兵庫県神崎郡神河町鍛冶字八重向ヒ地内

## (2) 使用の部分

兵庫県神崎郡神河町鍛冶字八重向ヒ地内

## 4 事業の認定をした理由

JR寺前駅周辺整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。

## (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である神河町は、専任職員を配置して組織体制を整備し、平成21年度予算において当該事業費を計上していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 法第20条第3号要件について

## ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

神河町では、若者の流出が止まらず、人口減少が続き、少子高齢化が進んでおり、市街地の衰退だけでなく、独居老人世帯の増加による地域コミュニティの崩壊が懸念されている。

一方、神河町は、豊かな自然に恵まれ、リゾートホテル、電力会社のPR館、農業公園、キャンプ施設等多数の観光資源を有しているが、観光客は減少傾向にある。その原因のひとつとして、主な観光資源のほとんどが市街地周辺の山間部に点在しており、市街地にそれらの核となる施設がないことが指摘されている。

本件事業は、このような状況に対応するため、駅前コミュニティホール及び公衆トイレ並びに観光交流センターを整備し、観光客には情報と休息を提供し、地域住民には新しい交流の場を提供しようとするものである。さらに、駅舎の外観に合わせたデザイン屋根付き回廊で駅舎と観光交流センターを結ぶことによって、駅前広場そのものを神河町の観光シンボルとして再生しようとするものである。これらから観光客を含めた駅利用者の利便性が向上するのをはじめ、駅前広場そのものが神河町内に点在する各観光資源を連携する中核施設となり、物産の製造、販売等を中心とした地域住民と観光客の交流によって新しい地域コミュニティが創造され、神河町の市街地の活性化を図ることができるものであり、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

## イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、公共施設が集中している寺前地区であり、鉄道をはじめバス、タクシーなどの交通結節拠点となっているJR寺前駅周辺であるが、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、希少な草木類は存在せず、本件事業の施行についても、施設から排出される汚水は公共下水道に接続して適切に処理されることとなっており、環境への影響は少ない。また、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件：交通アクセスについて、駅改札口、バス・タクシー乗り場からアクセスしやすいこと、(2)技術的条件：工事の施工に際して騒音・振動等を発生することなく、施工が容易で、大規模な造成工事や進入路等の付帯工事が不要なこと、(3)経済的条件：用地費及び工事費が妥当であることの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認

められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在の神河町は、4(3)アで述べたとおり、若者の流出が止まらず、人口減少が続き、少子高齢化が進んでいる。また、市街地の衰退だけでなく、独居老人世帯の増加による地域コミュニティの崩壊が懸念されている。さらに、新しい基幹産業である観光においても、観光客の入込数が減少傾向であり、町内の魅力ある観光資源の情報を広く発信していくことが必要となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用し、又は使用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業の施行により整備する施設は、駅前コミュニティホール、身体障害者対応トイレ、観光交流センター、屋根付きの回廊等であるが、いずれの施設についても、施設利用者の利便性や施設職員の作業効率を考慮しつつ、想定される施設利用者の人数、必要な備品の数量及び規模等に応じて設計された、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっており、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とされていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

エ 総合判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用し、又は使用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

神崎郡神河町役場建設課



兵庫県告示第1270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画新住宅市街地開発事業

名塩新住宅市街地開発事業

2 都市計画を変更した土地の区域

西宮市名塩新町、東山台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに国見台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目



兵庫県告示第1271号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第9項に規定する知

事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成21年12月31日とする。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名称          | 位置            |
|-------------|---------------|
| 本山南町鉄筋住宅駐車場 | 神戸市東灘区本山南町2丁目 |
| 愛宕山鉄筋住宅駐車場  | 西宮市愛宕山        |
| 西宮段上鉄筋住宅駐車場 | 西宮市段上町3丁目     |

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成21年12月25日から次のとおり変更する。

平成21年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるものの概ね4万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがこの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがこの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、早急に回復を図ることが必要な資源については、国及び本県が作成した資源回復計画に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ       | 平成21年1月から平成21年12月まで | 若干  |
| まいわし      | 平成21年1月から平成21年12月まで | 若干  |
| まさば及びごまさば | 平成21年7月から平成22年6月まで  | 若干  |
| するめいか     | 平成21年1月から平成21年12月まで | 若干  |

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量  |
|-----------|---------------------|------|
| まあじ       | 平成22年1月から平成22年12月まで | 若干   |
| まいわし      | 平成22年1月から平成22年12月まで | 若干   |
| まさば及びごまさば | 平成22年7月から平成23年6月まで  | (注釈) |
| するめいか     | 平成22年1月から平成22年12月まで | 若干   |

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類              | 海 域  | 管理の対象となる期間                   | 漁獲努力量<br>(隻日) |
|-----|--------------------|------|------------------------------|---------------|
| さわら | はなつぎ網漁業            | 瀬戸内海 | 平成22年5月6日から<br>平成22年6月15日まで  | 2,020         |
|     | 刺網漁業<br>(さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成22年4月20日から<br>平成22年6月15日まで | 3,140         |

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第365号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年12月25日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成22年 3 月27日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の 2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
60人
- 4 受検資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成22年 1 月 7 日（木）から同年 3 月 5 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後 5 時30分まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1 通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
  - (4) 申請方法
    - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
    - イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。
- 7 手数料  
13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。  
なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。
- 8 携行品



受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046